



黒潮町商工事業者等経営支援事業について

【対象者】

- ① 町内で事業所を運営する個人事業者
- ② 町内に事業所または店舗を有する中小・小規模企業者
- ③ 令和4年4月1日において町の住民基本台帳に記録されている者
※対象外の職種 農業、林業、漁業、建設・建築業者、医療福祉サービス業、
銀行や郵便局、農協、漁港など公的要素が高い事業者

【補助対象経費】

令和4年7月から12月末の期間に当該事業に要した**水道料金、電気料金、ガス料金、燃料費**（ボイラー、ストーブ等熱を得るためのものに限る）。
本事業は売り上げ減少等の要件はないが、起業日による事業収入の要件あり。詳細は要項を参照か、佐賀支所：海洋森林課（55 - 3115）まで

■商工事業者経営支援事業費

2500万円

コロナ禍での経済再開に伴う需要増加により、電気料金やガス代等の固定経費の高騰がある。

事業者が負担した水道光熱費の一部補助を行い、事業継続の支援を行うもの。

補助率は、2分の1とし、上限額は100万円。